資料１

懇話会提言の骨子（素案）

１　目的

次に掲げる方策を通じて地域防災力の向上を図る。

①女性の参画の促進による、防災関係組織（消防団、自主防災組織等）の災害対応力の強化

②「女性の視点」からの、防災対策（平時からの災害に対する備えや、災害時の避難所運営等）の見直し

２　「目指すところ」

１に掲げる目的を追求するため、「目指すところ」は次のとおりとする。

Ⅰ　女性も地域防災の主体になっている。

Ⅱ　地域の特性を踏まえた、災害に強いコミュニティが形成されている。

Ⅲ　災害時に誰も取り残さない取り組みが進んでいる。

Ⅳ　多様な主体が地域防災の担い手になっている。

３　施策案

|  |
| --- |
| Ⅰ　女性も地域防災の主体になっている。・多くの女性が地域防災の主体（「守る」側）になっている。・災害現場だけでなく、様々な防災組織の意思決定においても女性の意見が反映されている。 |

【施策案】

・防災に関わる女性リーダー等の育成支援

①自主防災組織等における女性リーダーの育成

②様々な分野において防災活動に携わる女性リーダーの育成

③女性が広く防災に親しめる環境を作る。

・防災会議等への女性の参画比率の向上

・防災活動従事者に対する認証制度や、助成事業の採択の際の優遇措置等の研究・検討

・男女共同参画の視点を取り入れた防災講座の実施

|  |
| --- |
| Ⅱ　地域の特性を踏まえた、災害に強いコミュニティが形成されている。・地域コミュニティの現状（人口減少、少子高齢化、コミュニティの希薄化、想定される災害等）および近い将来を見据えた上で防災対策が講じられている。・住民自身が必要な情報を知り、防災について自己決定ができている。 |

【施策案】

・ＳＮＳを活用した、生活防災に関する情報共有の環境（プラットフォーム）づくり

・学校や住民、行政が一体となった地区防災計画の策定支援

・防災運動会や防災キャンプ等、地域行事へ防災を取り入れた優良事例の普及啓発

|  |
| --- |
| Ⅲ　災害時に誰も取り残さない取り組みが進んでいる。・要配慮者に対し、防災上必要となる合理的な配慮が提供されている。 |

【施策案】

・災害時要配慮者のための個別避難支援計画策定のモデル事業

・介護、福祉関係事業所等の復旧体制の整備

・災害時要配慮者、行政、団体によるネットワーク構築

・地域に住んでいないため見落とされがちな人（通勤・通学者、買い物客、観光客等）へのアプローチ

|  |
| --- |
| Ⅳ　多様な主体が地域防災の担い手になっている。・学習した防災知識が実践により強化され、女性たちも防災活動に参画している。・現場で実践することにより得られた防災知識が活用されている。・各々の立場で防災について考える。 |

【施策案】

・子どもの頃からの防災教育の推進（教師に負担がかからないツールの開発、体験・体感型防災学習の検討、子ども食堂の防災教育の拠点化等）

・ＳＮＳを活用した、生活防災に関する情報共有の環境（プラットフォーム）づくり（再掲）

・企業内での防災教育の推進

（参考）県施策の性質

防災関係組織・自主防災組織の充実および住民の自発的防災活動の促進が市町村の責務であるのに対して、都道府県の責務は市町村が処理する防災関係事務・業務の補助および総合調整であることから、県の施策は市町の取組をより高める専門的なものや広域にわたるものと考える。

＊市町村と都道府県の責務の違い（災害対策基本法）

市町村の責務（第５条第２項）

・消防機関、水防団等の組織の整備

・区域内の公共的団体その他の防災に関する組織および自主防災組織の充実

・住民の自発的防災活動の促進

都道府県の責務（第４条第１項後段）

・市町村が処理する防災関係事務・業務の補助および総合調整